

(別 紙)

離婚前後の生活・就業支援事業業務委託事業者選定に係る採点基準

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。
最低選定基準点は60点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。

○配点の目安

評 価	配 点		
	上限：5	上限：10	上限：20
優れている	5	9 ～ 10	17 ～ 20
やや優れている	4	7 ～ 8	13 ～ 16
標準である	3	4 ～ 6	8 ～ 12
やや劣っている	2	2 ～ 3	4 ～ 7
劣っている	0～1	0 ～ 1	0 ～ 3

○審査項目

項 目	観 点	配点	
1 実施内容等		個別	計
①実施内容	・仕様書を踏まえ、目的を達成するための提案が明確かつ具体的に提案されているか。	20	50
	・本事業の目的達成に向けた創意工夫がなされているか。	20	
	・過去の実績も含め、事業の実現可能性が高いか。	10	
②スケジュール	・事業の実施に当たって計画的で実現可能なスケジュールとなっているか。	5	5
③提案能力	・プレゼンテーションの場において提案内容を分かりやすく伝えているか。 ・選定委員からの質問に適切かつ誠実に答えているか。	10	10
2 実施体制			
	・事業実施が可能な人材確保の見通しがあるか。	10	30
	・相談支援に対応できる国家資格を有している人材がいるか。 (いない：0点、1人いる：3点、2人いる：4点、3人以上いる：5点)	5	
	・過去の実績などから適切な業務遂行能力が認められるか。	10	
	・県や関係機関と十分な連携が取れる体制となっているか。	5	
3 経費見積			
	・仕様書に沿って必要な経費が適切に積算されているか。	5	5